審査基準

令和7年11月28日

法 令 名:風営適正化法

根 拠 条 項:第31条の23において準用する第5条第4項

処 分 の 概 要:許可証の再交付

原権者(委任先):茨城県公安委員会

法 令 の 定 め:

規則第1条(許可証再交付申請書の提出)、第80条において準用する第12条(許可証の再交付の申請)

審 査 基 準:

標準処理期間:14日(行政庁の休日は含まない。)

申 請 先:営業所の所在地の所轄警察署生活安全課(係)

問 合 せ 先:茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課

備 考: